

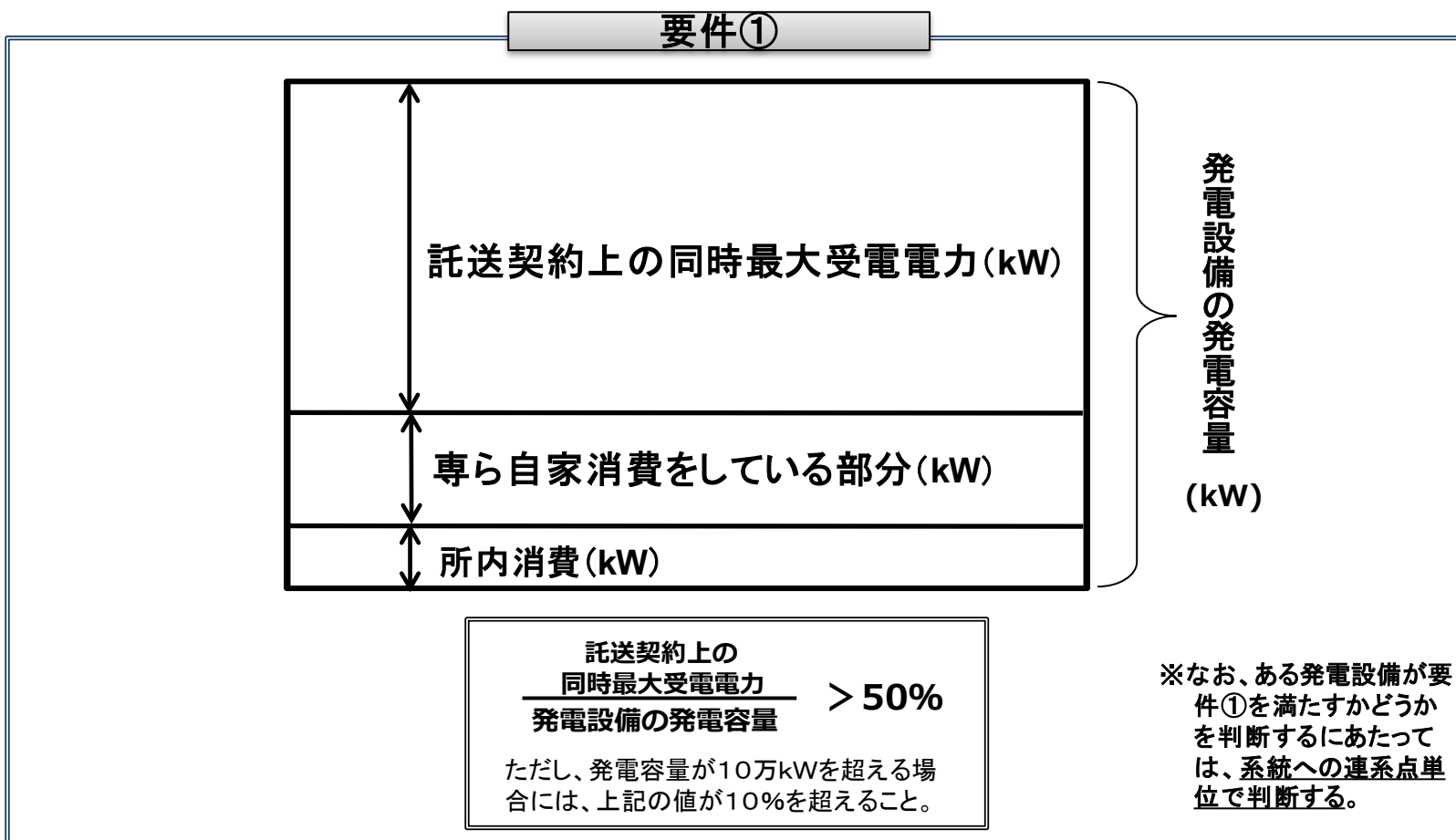
(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(カウントする電源の要件①)

資料1:
参考別紙

○発電事業の規模要件の該当を判断する際にカウントする発電設備の要件として、「当該発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)」を要件①とする。

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることとする。(10万kW以上の場合に要件の値を変更しているのは、発電容量が大きい発電設備については、系統への逆潮流を行う割合が低い場合でも、系統に与える影響が比較的大きいと考えられるため。)

○これにより、例えば、発電容量が5万kWであって、託送契約上の同時最大受電電力が2万kWである発電設備のみを維持・運用する事業者などは発電事業者には該当しないこととなる。



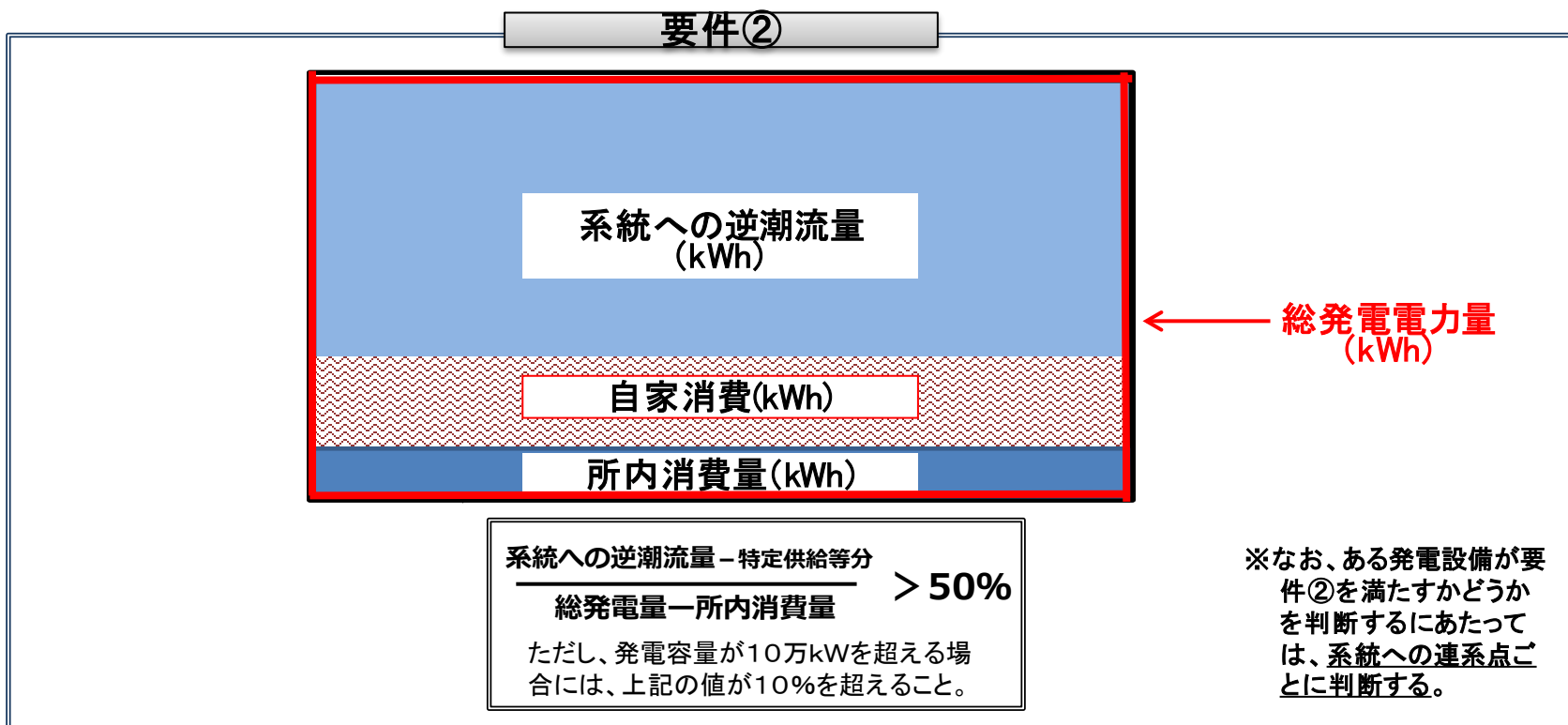
(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(カウントする電源の要件②)

○ 発電事業の規模要件の該当を判断する際にカウントする発電設備の要件として、「当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費量等を除く。)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が5割を超えることが見込まれること(※)」を要件②とする。

※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれることとする。(10万kW以上の場合に要件の値を変更しているのは、発電容量が大きい発電設備については、系統への逆潮流を行う割合が低い場合でも、系統に与える影響が比較的大きいと考えられるため。)

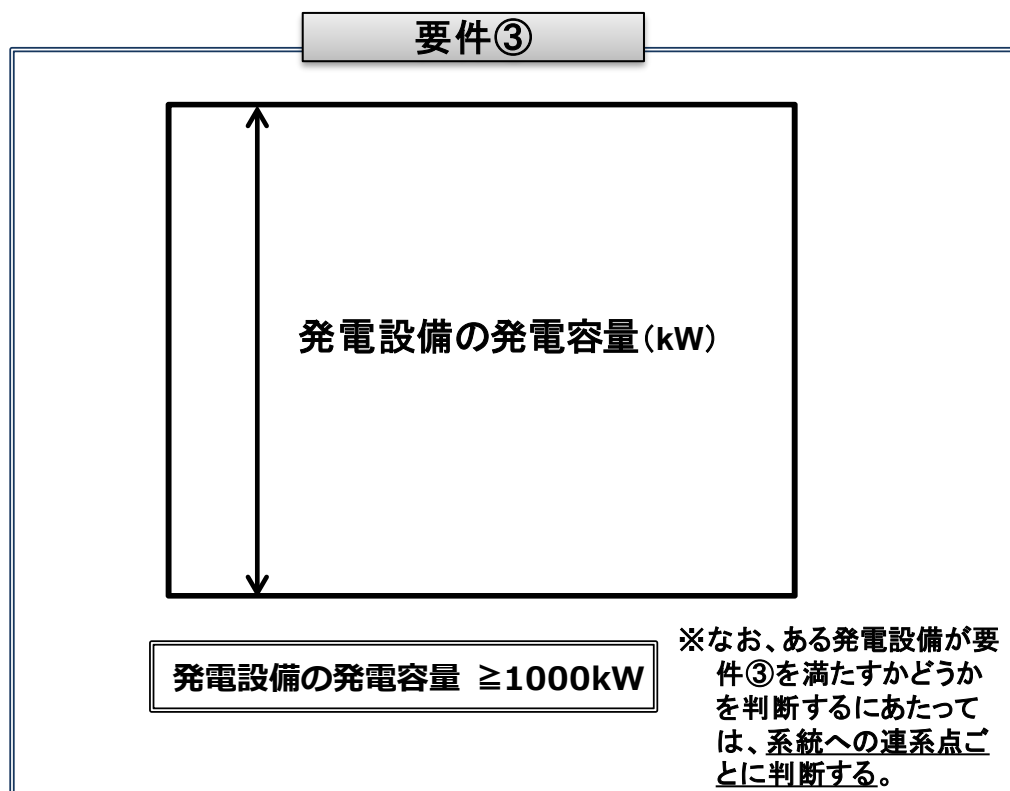
○これにより、例えば、発電容量が5万kWであって、年間の総発電電力量が1100万kWh、所内負荷等が100万kWh、系統への逆潮流量が400万kWhとなることが見込まれる発電設備を維持・運用する事業者のように、発電容量が10万kW以下であって自家発自家消費率が5割以上と見込まれる事業者は発電事業者には該当しないこととなる。

○なお、発電事業は事前届出制であるが、要件②は年間の発電電力量の用途に係る要件であるため、届出時点では、「見込み」により要件の該当を判断することとなる。(この見込みが著しく不相当であり、故意に発電事業の届け出を行わなかったと認められる場合等には、発電事業の届出義務違反として、法第119条第7号の規定に基づき、罰則の適用を受けることもありうる。)



(論点1)「経済産業省令で定める要件」について(カウントする電源の要件③)

- 特定自家発の要件(電力系統と連系している1000kW以上の発電設備)に満たない発電設備の保有者まで、発電事業者として捕捉する必要はないと考えられることから、発電事業の規模要件の該当を判断する際にカウントする発電設備の要件として、「当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること」を要件③とする。
- これにより、例えば、数kWや数十kW程度の小規模な太陽光発電設備を大量に維持・運用し、同時最大受電電力の合計が1万kWを超える事業者は発電事業者には該当しないこととなる。
- また、同様の観点から、前回WG資料6-1の論点4において、法第27条の27第1項第3号に定める「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」については、一定規模以下の発電設備は対象にしないなどの緩和措置も検討すべきとしていたところ、特定自家発の要件に満たない1000kW未満の発電設備については届け出を求めないこととしてはどうか。



(参考)

第7回制度設計WG事務局提出資料6-1 P34より抜粋

- このため、特定自家発の規模要件は可能な限り多くの者が捕捉できるよう定めることが求められるが、他方で自家発設置者に過度な負担となることのないように留意することが必要。
- 上記の要請に鑑み、現在自家発半期報で捕捉している、電力系統と連系している1000kW以上の発電設備を有する者を、特定自家発設置者とする事としてはどうか。

(参考)

第7回制度設計WG事務局提出資料6-1 P30より抜粋

- 第1項第3号に定める「発電事業の用に供する発電用の電気工作物」については、一定規模以下の発電設備は対象にしないなどの緩和措置も検討すべきではないか。